

会 員 各 位

社団法人青森県柔道整復師会
会 長 佐藤 金一
保険部長 関 裕二郎

〔重要なお知らせ〕 震災被災者の柔道整復施術療養費の往療の取扱いについて

会員の皆様には、震災被災に係る柔道整復施術療養費の取扱いに対して速やかな対応を頂きお礼申し上げます。

今回は「震災被災者の往療の取扱い」についてお知らせしますのでご対応の程宜しくお願い致します。

【参考：厚生労働省事務連絡（厚生労働省HPで閲覧できます）】

- ①平成 23 年 7 月 5 日付『柔道整復師の施術に係る療養費の往療の取扱いについて』
- ②平成 23 年 6 月 21 日付『地震の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 9）』

厚生労働省事務連絡通知の重要なポイント

震災発生前より往療を行っていた患者が震災の影響で避難をしたことにより、往療の距離が片道 16 km を超えることになった場合の取扱いが通知されました。

1、往療の取扱い

片道 16 km を超える場合の往療について、次の 2 つのいずれの要件にも該当した場合に限り、往療料の対象とすること。

- ①下記「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者であること
- ②その患者に対して震災発生以前より往療を行っている施術所であること

2、対象者(青森県内の場合)

「災害救助法適用：八戸市、上北郡おいらせ町」または「被災者生活再建支援法適用：三沢市、三戸郡階上町」に住所を有する者

+

さらに、保険者から『一部負担金等免除証明書』の交付を受けた者

3、往療料

この場合の往療料は、片道 16 km までとして算定した額とし、申請書の摘要欄に「震災により避難した旨」、「避難年月日」、「避難前及び避難後の居住場所」並びに「16 km を超える往療を必要とする具体的な理由」を記載すること

4、取扱い期間

平成 24 年 2 月 29 日迄